

【 第 29 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成23年6月8日（水）19：00～21：00

場所：中標津町役場 3階 301号会議室

出席者：20名（中標津町まちづくり町民会議委員12名、ファシリテーター1名（東田）
職員プロジェクト2名、事務局5名）

<会議次第>

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

(1) 前回の振り返り

(2) 全体討議

条文の確認について

- ・第3章 町民
- ・第4章 町民及び町民活動団体
- ・第7章 行政運営の原則
- ・第8章 連携及び交流

条文の内容について

- ・第9章 条例の見直し
 - 第39条 条例の見直し
 - 第40条 中標津町民自治推進会議
- ・第10章 条例の位置づけ
 - 第41条 条例の位置付け
- ・前文

(3) 今回の振り返りと次回の確認

4 閉会挨拶

5 閉 会

<配布資料>

- ・第3章 町民会議、策定委員会班長会議修正案
 - ・第4章 町民会議、策定委員会班長会議修正案
 - ・第7章 町民会議、策定委員会班長会議修正案
 - ・第8章 町民会議、策定委員会班長会議修正案
 - ・第9章 ですます調修正案
 - ・第10章 ですます調修正案
 - ・前文（町民会議3班併記案）
-

<会議結果報告>

[全体討議風景]

1 開会

2 挨拶：杉本会長

3 議題<進行：東田ファシリテーター>



(1) 前回の振り返り

東田ファシリテーターより報告書にて説明

(2) 全体討議

条文の確認について

・第3章 町民

変更部分を事務局より説明。

条文について、確認し、修正案のとおり、町民会議案とした。

([第3章町民会議、策定委員会班長会議修正案 \(P 5 \)](#))

・第4章 町内会及び町民活動団体

変更部分を事務局より説明。

条文について、確認し、修正案のとおり、町民会議案とした。

([第4章町民会議、策定委員会班長会議修正案 \(P 6 \)](#))

・第7章 行政運営の原則

変更部分を事務局より説明。

条文について、検討し、次のとおり町民会議案とした。

([第7章町民会議、策定委員会班長会議修正案 \(P 8 \)](#))

(出資法人等)

第29条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体（以下「出資法人等」といいます。）に関し、運営状況等を定期的に公表します。

2 行政は、出資法人等の出資内容、補助内容及び派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査、検討を行い、その結果を公表します。

・第8章 連携及び交流

変更部分を事務局より説明。

条文について、確認し、修正案のとおり、町民会議案とした。

([第8章町民会議、策定委員会班長会議修正案 \(P 1 2 \)](#))

条文の内容について

・第9章 行政運営の原則

事務局より内容を説明。

「中標津町民自治推進会議（仮称）」の名称は、次回に決めることとした。
その他条文について、検討し、町民会議案とした。

（第9章ですます調修正案（P13））

第9章 条例の見直し

（条例の見直し）

第38条 町長は、この条例の施行の日から換算して5年を越えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとします。

3 町長は、前項2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

（中標津町民自治推進会議）

第39条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議（以下「自治推進会議」という）を設置します。

2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を述べるができます。

（1）この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項

（2）この条例の見直しの関する事項

（3）町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項

3 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

・第10章 条例の位置付け

事務局より内容を説明。

条文について、検討し、町民会議案とした。

（第10章ですます調修正案（P14））

（国内外との交流）

第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範として位置づけます。

2 町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。

3 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

4 議会と行政は、この条例と他の条例等とを体系的に整備しなければなりません。

・前文

内容について、検討し、次回に決めることとした。

([前文ですます調修正案 \(P 1 5 \)](#))

〔全体討議風景〕



(3) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより説明

次回以降の町民会議の日程は、下記のとおり予定しております。

第 3 0 回 平成 2 3 年 6 月 9 日 (木) 役場 3 階 3 0 1 号会議室

第 3 1 回 平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (木) 役場 3 階 3 0 1 号会議室

(4) その他

特になし。

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

第3章 町民

試案	全体討議案
<p>(町民の権利)</p> <p>第11条 町民は、議会及び行政に参加する権利を有する。</p> <p>2 町民は、議会及び行政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 町民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p> <p>4 町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第12条 <u>町民は、議会と行政に関する情報を知る権利を有します。</u></p> <p><u>2 町民は、議会と行政に参加する権利を有します。</u></p> <p>3 町民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けません。</p> <p>4 町民は、行政サービスを公正に受ける権利を有します。</p>
<p>(町民の役割)</p> <p>第12条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚し、町民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら町民が主体の自治の実現に努めるものとする。</p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担する。</p>	<p>(町民の役割)</p> <p>第13条 町民は、自治の実現の主体としての役割を自覚するとともに、<u>町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</u></p> <p>2 町民は、町民の権利の行使にあたっては、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p>3 町民は、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p> <p><u>4 町民は、災害等の緊急時において、防災等に対する意識の高揚を図り、相互に助け合い、行動します。</u></p>

第4章 町内会及び町民活動団体

試案	全体討議案
<p>(町内会等の定義)</p> <p>第13条 町内会等とは、地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体をいう。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の定義)</p> <p>第14条 町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。 2 町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。</p>
<p>(町内会等の役割)</p> <p>第14条 町内会等は、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 町内会等は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 町内会等は、地域の課題解決のため他の町内会等との相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとする。</p> <p>4 町内会等は、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができる</p>	<p>(町内会及び町民活動団体の役割)</p> <p>第15条 町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、自治活動の拡充に取り組みます。</p> <p>2 町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。</p> <p>3 町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により活動の充実に図ります。</p> <p>4 町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し協議や提案をすることができます。</p> <p>5 町内会及び町民活動団体は、災害等の緊急時において、地域における連携協力体制を構築し、その充実に図ります。</p>

第 4 章 町内会及び町民活動団体

試案	全体討議案
<p>(町内会等における町民の役割)</p> <p>第 1 5 条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会等を組織する。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会等の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体に<u>かかわる</u>町民の役割)</p> <p>第 1 6 条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。</p> <p>2 町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。</p>
<p>(町内会等における行政の役割)</p> <p>第 1 6 条 行政は、町内会等の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとする。</p> <p>2 行政は、町内会等から協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるものとする。</p>	<p>(町内会及び町民活動団体に<u>かかわる</u>行政の役割)</p> <p>第 1 7 条 行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。</p> <p>2 行政は、町内会及び町民活動団体から協議<u>や</u>提案を受けた場合は、その趣旨を検討し、その結果を反映します。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(説明責任)</p> <p>第24条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第25条 行政は、町民に対し、行政運営に関する内容と経過を分かりやすく説明する責任を有します。</p>
<p>(協働の推進)</p> <p>第25条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じるものとする。この場合において、行政は、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければならない。</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第26条 行政は、町民と協働して地域社会における課題の解決を図るために必要な措置を講じ、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。</p>
<p>(総合計画)</p> <p>第26条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定めるとともに、その実現を図るための実施計画を定めるものとする。</p> <p>2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施にあたっては、総合計画との整合性を確保するものとする。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進め、その実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第27条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画 議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定め、その実現を図るための実施計画を定めます。</p> <p>2 行政は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本計画及び実施計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定と実施にあたっては、総合計画との整合性を図り確保します。</p> <p>3 行政は、総合計画その他の計画の策定にあたっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。</p> <p>4 行政は、総合計画その他の計画の実施にあたっては進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(財政運営)</p> <p>第 2 7 条 行政は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行うものとする。</p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、中長期的な財政見通しにより、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければならない。</p> <p>3 行政は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第 2 8 条 行政は、財政運営の状況を分析し、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営を行います。</p> <p>2 行政は、前項の規定に基づいて、予算を編成し、財源及び財産の効果的かつ効率的な活用を行わなければなりません。</p> <p>3 行政は、予算と決算の内容及び財政運営の状況を町民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>
<p>(出資法人等)</p> <p>第 2 8 条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表するものとする。</p> <p>2 行政は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>(出資法人等)</p> <p>第 2 9 条 行政は、行政が出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、その出資法人等の運営の状況等を定期的に公表するとともに、出資内容、補助内容及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査と検討を行い、その結果を公表します。</p>
<p>(政策法務)</p> <p>第 2 9 条 行政は、中標津町の課題解決に必要な政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行うものとする。</p>	<p>(政策法務)</p> <p>第 3 0 条 行政は、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行い、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用を行います。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第30条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用するものとする。</p> <p>2 行政は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実により、職員の政策形成能力、法務能力その他、必要な能力の向上を図るものとする。</p>	<p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第31条 行政は、公正かつ適正な手続により職員を任用します。</p> <p>2 行政は、職員の適正な適材適所の配置を行うとともに、研修の充実により、必要な能力の向上を図ります。</p>
<p>(行政手続)</p> <p>第31条 行政は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第32条 行政は、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 前項に規定する手続に関して必要な共通する事項は、別に条例で定めます。</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第32条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとする。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表するものとする。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第33条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p>

第7章 行政運営の原則

試案	全体討議案
<p>(危機管理)</p> <p>第33条 町民は、災害等の緊急時において、相互に助け合い、行動するため防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の構築、充実に努めなければならない。</p> <p>2 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行うものとする。</p> <p>3 行政は、危機管理体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を醸成するとともに、町民、関係団体等との連携を図るものとする。</p>	<p>(危機管理)</p> <p>第34条 行政は、災害等の緊急時に備え、町民の生命、身体及び財産の安全性の確保と向上を図り、総合的かつ機能的な危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 行政は、危機管理体制を強化するため、町民の危機管理に対する意識を高め醸成し、町民、すべての関係機関団体等との連携を図ります。</p>

第8章 連携及び交流

試案	全体討議案
<p>(国及び北海道との連携協力)</p> <p>第34条 議会及び行政は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>(国及び北海道との連携)</p> <p>第35条 議会と行政は、必要に応じて、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案し、相互に連携を図ります。</p>
<p>(他の市町村との連携協力)</p> <p>第35条 議会及び行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p> <p>2 行政は、前項の課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとする。</p>	<p>(他の市町村との連携)</p> <p>第36条 議会と行政は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図ります。</p> <p>2 行政は、広域的な課題を解決するため、他の市町村と共同で組織を設置できるものとします。</p>
<p>(諸団体との連携協力)</p> <p>第36条 議会及び行政は、社会活動に寄与する諸団体、公共性の高い営利を目的としない民間団体と、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	
<p>(国内外との交流)</p> <p>第37条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々との交流を深め、その活動によって得た経験、知識及び技術を活かし、町民が主体となる自治の確立に取り組むものとする。</p>	<p>(国内外との交流)</p> <p>第37条 町民、議会及び行政は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、得た経験、知識及び技術を活かします。</p>

第9章 条例の見直し

試案	全体討議案
<p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 町長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとする。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第38条 町長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとします。</p> <p>2 町長は、前項の見直しにあたっては、次条に定める中標津町民自治推進会議に、必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p>
<p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第39条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議(以下「自治推進会議」という。)を設置する。</p> <p>2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとする。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 自治推進会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(中標津町民自治推進会議)</p> <p>第39条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町民自治推進会議(以下「自治推進会議」という。)を設置します。</p> <p>2 自治推進会議は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。</p> <p>(1) この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) 町民が主体の自治の推進に関する基本的な事項</p> <p>3 自治推進会議は、委員10人以内をもって組織します。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任は妨げません。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、自治推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>

第10章 条例の位置付け

試案	全体討議案
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければならない。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第40条 この条例は、中標津町の自治の実現に関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。</p> <p>2 町民、議会及び行政は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他行政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。</p> <p>3 議会及び行政は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、これらの条例と他の条例等とを体系的に整備しなければなりません。</p>

前文（各班別討議案）

試案	A班	B班	C班
<p>私たちのまち中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、標津川の豊かな流れと武佐岳などに象徴される豊かな自然のもと、1911年（明治44年）13戸40人の俵橋地区入植にはじまり、1937年（昭和12年）国鉄標津線の開通により、根室管内内陸の交通の要衝として栄え、農業のめざましい発展による人口増加とともに、1946年（昭和21年）標津村から分村し誕生しました。</p> <p>その後、先人たちのたゆまぬ努力によって、分村後、わずか3年余りの1950年（昭和25年）1月1日に町制が施行され、根室管内の中核都市として発展を遂げてきました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業基盤の整備や定住基盤、生活環境の整備をさらに充実していくとともに、人と自然と街の共生を理想とし、だれもが住みたいくなる魅力と個性に満ちたまちを築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる町民が主体の自治の実現を基本として、中標津町民憲章の精神を尊重し、私たちの進むべき未来に関する合意を形成する道筋を明らかにするとともに、次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れる故郷（ふるさと）中標津町を創るため、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>私たちは、風土によって培われてきたおおらかな気風や歴史を継承し、先人から受け継がれた澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、だれもが住み続けたくなる魅力と個性に満ちたまち、次世代を担う子どもたちが胸を張って誇れる故郷を築かなければなりません。</p> <p>中標津町民憲章の精神を尊重し、自ら考え、行動し、決定する、町民が主体の自治を実現するために、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち中標津町は、東経145度、北海道東部の内陸に位置しています。明治末期に始まった原野の開拓は、冷害による凶作が続き、主畜農業に方針転換したことがその後の大規模な酪農地帯としての発展につながりました。</p> <p>私たちは、このまちの歴史を知り、町民憲章の精神を尊重し、先人のたゆまぬ努力と労苦をしのび、その心を受けて、人と自然との共生を理想とする、次世代に誇れるふるさとを創り、町民が主体のまちづくりを推進するための自治の最高規範として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>	<p>中標津町は、北海道東部、根室海峡の内陸に位置し、知床、摩周、阿寒の連なる山々と、気高き武佐岳に見守られ、標津川の流れとともにひらけゆくまちです。</p> <p>明治に始まった原野の開拓は、先人の労苦とたゆまぬ努力、助け合う心により酪農地帯をつくり上げ、商工業の発展とともに人があつまり、根室管内の中核として発展してきました。</p> <p>私たちは、このまちの風土や歴史を知り、「みんなの力で明るい豊かな町をつくる」という町民憲章の精神を尊重し、人と自然との共生、人と人がつながり、次世代につなげる故郷中標津を築かなければなりません。</p> <p>私たちは、自ら考え、行動し、決定することによる、町民が主体の自治を推進するための礎として、ここに中標津町自治基本条例を制定します。</p>

部分は、共通語句